



2020夏季手当の取り組みシリーズ⑥

2020年度夏季手当第2回団体交渉日決まる！

2020年度夏季手当団体交渉について、5月29日の第1回交渉に続き、第2回交渉日が6月4日に決定しました。私たちは「どのような状況下でも、現場社員は常に全力で一丸となって安全・安定輸送とサービスを提供している」と経営側に強く訴えています。経営側はこれまでの団体交渉で示してきた「社員の生活の安定につながる安定的な支給が必要」との認識を示してきました。

私たちは、新型コロナウイルス感染拡大のリスクの中、感染防止に努めながら、安全とサービスを守る社員・組合員の想いに立ち、安定供給、そして、このようなときだからこそ社員への投資ということも含めて納得できる回答を求めて、引き続き議論・交渉していきます！

2020 年度夏季手当要求

1. 一律に基準内賃金の3.05ヶ月分(0.05ヶ月分は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応に対する特別加算)とすること。
2. 55歳以上の社員(昭和40年4月1日以前生まれ)に、一律5万円の加算をすること。
3. グリーンスタッフの精勤手当に、一律5万円の加算をすること。
4. 「緊急事態宣言」発令期間(4月7日以降)の営業係、輸送係、乗務係(指導職、主任職、主務職を含む)の社員に対して一律5万円の加算をすること。
5. 支給日は6月30日までとすること。

2020年度夏季手当第2回交渉日 6月4日(木) 11:00～